

## 明初女直朝貢に関する二三の問題

江嶋, 壽雄

<https://doi.org/10.15017/2335136>

---

出版情報 : 史淵. 58, pp.71-93, 1953-09-01. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 明初女直朝貢に關する二三の問題

江 嶋 壽 雄

## 一、女直の南京朝貢に就て

明の永樂初年兀良哈・女直に對して招撫使が派遣されて彼等の入朝貢獻を促すや女直・兀良哈は馬其他の土産を以て來朝した。明では是等の酋長を指揮使千戸百戸等に任じ、衛所を設置して羈縻從屬させた。この事は明の羈縻衛所制度として有名である。當時明の國都は南京にあつた。従つて來朝と云ふ語の正しい解釋に據れば彼等は南京に朝貢したとせねばならぬ。但し永樂十九年國都は北京に遷されてゐるので南京朝貢は永樂十九年までで十九年以降は北京朝貢となるわけである。しかも十九年までに成祖は三度に及んで北京に巡守し、更に漠北に據る北元(韃靼)を親征してゐるので、巡守・親征期間の女直朝貢は南京へではなく北京行在所に行はれたとも見られ、何さま南京は遼東邊外を去る事遙遠であるから女直の南京朝貢の事實に就いては疑問をもたれてゐる。例へば建州女直史研究に努力を傾注され上下二部に及ぶ大著を物された園田一龜氏は次の様に云はれてゐる。「皇明實錄に阿哈出等來朝とある以上、永樂十九年以前に於て女直人は遙々千里の道を遠しとせず南京に朝貢せるものと觀ねばならぬ。されどこの間成祖は常に南京に在つたものではない。胡元殘黨の征伐を續行し大半北京に駐紮した。従つてその駐紮時に於ては建州女直も亦恐らく北京に朝貢し、南京朝貢を省略せるものと考へられる。阿哈出の場合に於ては始め彼等が遼陽に出頭し遼東鎮守の保定侯孟善に向つて意思表示の結果、之を朝廷に上申せられ設衛の勅命が降下せるものかも測知し難い。然も這間の消息は頗る曖昧にして明瞭を缺く。されど來

朝と明記されてゐる以上は最初は南京まで朝貢せるものと觀るのが妥當であらう」阿哈出の場合遼東で朝貢が仲繼され、彼等は南京へ行かなかつたかも知れないと云ふ推測は、腫を接して行はれた兀者衛其他の女直朝貢にもあてはまる事であり蓋し女直の南京朝貢が實際行はれたと云ふ事に就いての強い疑問を示すものと云へる。ただ來朝と云ふ語があるから南京朝貢を認めざるを得ないと云ふわけである。正に氏の云はれる通り南京に行つたか否かは頗る曖昧な状態に置かれてゐる。

さて明實錄永樂二年四月（己丑）の條に先に兀良哈三衛の招撫に派遣された肅上都等に隨伴して頭目脫兒火察哈兒兀夕等二百九十四人が來朝貢馬し、夫々授官されて朶顏・福餘・泰寧の掌衛事に任ぜられた事を記してゐるが、その末尾に「脫兒火察言。有馬八百餘匹。留北京。願易衣物。」とあり、成祖は北京行後軍都督府及び太僕寺に命じて馬の等級を驗して價を給せしめた事が見えてゐる。馬八百餘匹を「留北京」との言葉に徴して彼等が北京を通過して南京に朝貢した事は明かである。兀良哈三衛はこの時新設されたのではないが、是は成祖による再編成と見られ、その授官任職はやはり成祖への朝見の儀を経て行はるべき重要な事件であつたに違ひない。とに角西北滿洲に居た兀良哈三衛はその衛の再建に當り明かに南京に朝貢してゐるのである。とすれば同じ滿洲に居た女直の朝貢、特に諸衛の設置の如きは政策的にも南京に於て朝見の威儀を示して大明皇帝の尊嚴に感銘せしめた上で行はるべきもので、決して一片の命令によつて出先に於て衛の設置が處置されると云ふ事はあり得なかつた筈である。併し是だけではまだ女直が南京に朝貢した確證とはならぬかも知れない。女直の南京朝貢を確める史料はないのであらうか。

明實錄永樂六年十月（庚寅）の條を見ると、

打浦河女直頭目阿里帖木・及兀蘭亦兒等衛指揮千百戶鎮撫阿升哥等。詣闕自陳願居三萬衛戍守自効。從之。賜予如例。

とある。「詣闕」とは宮門に至ること成祖の居所を指すことは疑ひなく、しかもこの時帝は猶南京に在つたのであるから女直阿里帖木等が南京に行つた事は確かである。邊内移住の請願はその事だけに來朝した場合もあるであらうが、多くは貢獻を伴つてゐたのであるから此の時も貢獻が行はれたと見てよからう。同じ様な例は永樂八年七月(丁丑)の條にも見える。

甫兒河衛千戶我不加・兀者衛千戶別里哥・兀當哈等。詣闕自陳願居遼東自在州。皇太子從之。令如例給賜。

この歳二月成祖は本雅失里・阿魯臺親征の爲北京を發し、七月十七日北京に歸還してゐるが、この親征期間の四夷朝貢は南京に送られる事に北京留守事宜に定められてゐるのである。又我不加等の移住請願を當時南京に在つた皇太子が許可してゐる所から考へても彼等が南京に行つた事は確かである。とに角女直が南京に實際に出掛けて行つた事は右の例によつて明かである。ただこの二例は貢獻を伴つたと思はれるが記録は移住請願の事だけを云つてゐる。更に南京朝貢の例を示さねばならぬ。明實錄永樂三年三月(癸亥)の條を見ると

賜女直及奴兒干・黑龍江・忽刺溫之地野人女直把刺答・琉球・西洋・暹羅使臣三五良學等宴于會同館。

とあり、同じく永樂四年五月(辛卯)の條には

賜尙師哈立麻使臣及瓜哇國・琉球國使臣・遼東者不林何來朝野人女直頭目宴。(河?)

とある。是は明かに朝貢者に對する賜宴であるが前者には會同館で賜宴されたとある。後者は記してゐないが同じく會同館で行はれたと見て誤りない。大明(正徳)會典(卷十五)蕃使朝貢の條の洪武二年の規定によれば朝見の儀が終つた後で禮部は旨を奉じて蕃使を會同館で宴する事になつてゐるのである。所で會同館は後述の如くこの時はまだ北京には設置されてゐず、南京にだけあつたのであるから、是等の朝貢者、その中に含まれる女直人が南京に朝貢した事は明かである。

この女直の南京朝貢の事實を更に立證するものは明實錄景泰二年八月(乙亥)の次の條である。

直隸淮安府清河縣之清河・小坊村。涑陽縣之郭家・桑墟莊。海州之馳峯・盧家莊。贛榆縣之中岡・下分水嶺。山陽縣之淮北下關。九遞運所。國初建置。以通遼東朝貢南京。至是以曠閒。命俱革之。

この九遞運所に就ては大明（萬曆）會典・（卷一百四十七）兵部・驛傳・遞運所、直隸淮安府の條にも

舊有山陽縣淮北下關、清河縣清河・小坊村、涑陽縣桑墟莊・郭家莊、海州駝峯・盧家莊、贛榆縣下分水嶺・中岡、各遞運所。俱革。

とあり、九遞運所が舊置されてゐた事、それが革去された事を記してゐる。但し會典では革去去年月も理由も、そして舊置の目的も省略され不明である。幸に實錄によつて九遞運所が國初に建置され、遼東よりする南京朝貢の爲の驛遞であつた事、景泰年間に至つてはそれ等の遞運所が利用されざる事久しく爲に廢止された事を知り得る。この場合遼東朝貢とは遼東都司を仲介接伴として朝貢して來る女直・兀良哈等のそれを指す事は云ふ迄もなく、又國初とは洪武初期を指す言葉と考へられるが、恐らく事實は永樂初年を意味するのであらう。何となれば女直・兀良哈等の朝貢の例は洪武年間は稀であり、永樂になると毎年十數件の記録が見られ、遼東よりの朝貢が恒例化されて來る。朝貢が定例となり頻度も多くなれば、或はその豫想があれば、朝貢の爲の驛遞が當然必要となり設置されたと考へられるからである。實に成祖の女直・兀良哈招撫は彼等の南京朝貢の爲に特別の驛遞さへ準備した程積極的なものであつたわけである。

さて前掲の九遞運所の位置を地圖上に確めて見ると更に面白い事實が知られる。九遞運所の所在縣名を見ると、（今、

清河縣（江蘇省、淮陰縣）、涑陽縣（同・涑陽縣）、海州（同・東海縣）、贛榆縣（同・贛榆縣）、山陽縣（同・淮安縣）の五州縣であるが、是等は南京への朝貢

道となる驛遞に沿ふものであるから今北から南へ連關する様に並べ替へてみると、最北の贛榆縣は今の連雲港の北方、恰度山東半島のつけ根の所にあたり、山東省の日照縣と隣接して海岸に濱してゐる。次は海州から涑陽、清河、山陽の三縣が順次に南に連なる。この路線は明かに南京・北京を結ぶ大運河路線とは異なつて山東半島南部の海岸に起り、しかも清河縣若

くは山陽縣に入つて大運河路線と並行し、山陽縣の淮北下關は大運河路線の一驛と連絡してゐたものと思はれる。大運河路線は明初は未だ北京南京の驛路大道としては用ひられなかつたが、宿遷、淮安方面から南京に通ずる爲の驛遞は早くから設置されてゐたのである。贛榆縣の二遞運所から更に北にこの朝貢道がどう伸びてゐたかは明かでない。併し若し朝貢道が北に伸びてゐて更に幾つかの驛遞が設置されてゐたとすれば、遼東より南京への朝貢が廢されて約三十年、景泰年間に九遞運所が革去された時同じく驛間の理由で廢止されねばならぬものと思はれるがさうした記録は見當らぬ。勿論贛榆以北の驛遞は他の利用價值がありその爲に廢止されなかつたとも考へられるが、次に掲げる史料と考案すれば恐らくさうではなく、この朝貢道は贛榆縣内か又は北隣の日照縣内の一海口を起點とし、贛榆縣の二遞運所の中の一つに直ちに接続する如きものであつたと思はれる。残念ながらこの海口の名は大明一統志の淮安府、若しくは青州府の贛榆縣日照縣の部分の檢索には現れない。大清一統志には海州・沂州府等の條に青口鎮巡司が贛榆縣東南十里にあり水陸の衝要だとあるが、前記遞運所の中岡が贛榆縣北・二十里にあるので妥當でなく、青口以北の海口としては贛榆縣海岸にある潮河口、柘汪口、分水口、萩水口等、更に北して日照縣海岸に張洛口、濤落口、夾倉口、萬皮口、龍汪口等の名が見える。是等の海口は溯つて明代にも存在したに違いない。萬皮・龍汪の二海口は餘りに北に過ぎるとして、夾倉口は日照縣の東京二十五里の地にあつて石城をもち、洪武初に既に巡檢司が置かれたとあるから夾倉口か、又はそれ以南の數口の中のどれかであつたと思はれる。或は是等の數口註のどれもがその時の風濤の狀況によつて發着に利用されたとも考へられる。(今、後述の便宜の爲假りにその海口を兩縣の縣境にある萩水口としておきたい。)さて以上の推測が正しいとすれば遼東よりの女直の朝貢は海運によつてこの萩水海口まで運ばれて來たと云ふ事になる。では明初の遼東朝貢が海運に據つたと云ふ證據はあるのであらうか。それを示すのが明實錄永樂六年三月(己巳)の條に見える次の記事である。

勅遼東鎮守保定侯孟善曰。陰陽家言。今歲海多暴風。自今韃靼・女直・野人朝貢者。皆令遵陸路來。

右に據れば韃靼(主として兀良哈)や女直(建州海西女直)や野人(所謂野人女直)の遼東よりの朝貢が永樂六年以前には海路によつてゐた事は明かである。但し兀良哈の場合は必ずしも遼東都司を通ぜず従つて必ずしも海路によらず直ちに奇峰口より北京に出でそこを通過して南京に至つたものもある事は先述朶顏衛の脫兒火察等の例で知られるが、女直の場合は全て海路によつたものと見てよいと思ふ。尙、海路によつたと云ふが登州又は萊州へ上陸後陸路をとつたのではないかと云ふ事も考へられるが、萊州への海路は連続した廟島列島傳ひで至近の距離であり、風濤による覆没の危険も殆んどないのであるから、右の如き勅命が降される筈はない。是は遼東を出航して可なりの時日を要する海路であり、且つ途中覆没の危険の充分豫想される海路であつたと考へざるを得ない。即ち朝貢が遼東から山東半島を廻つて秋水口に至る海路によつてゐたが故に降された勅命であつたと見ねばならぬ。

永樂の初年から六年まで遼東よりの朝貢に何故海路が利用されたかと云ふ事は、靖難役中に於ける遼西方面の明勢力の混亂失墜とそれに乗じて南下しつゝあつた兀良哈の壓力侵寇による遼西道路の不安が一つの原因であると思はれるが、更に明の遼東海運と密接な關係をもつたものであらう。星斌夫氏によると明の遼東への海運は遼東屯田の成果により洪武三十年一旦廢止されたが、靖難役後永樂元年に再開され、しかも遼東屯田の恢復により數年にして再び廢止されたと云ふ。註即ち永樂元年から數年間は遼東海運が行はれてゐたのである。再開遼東海運の廢止と海路による遼東の南京朝貢の廢止とが殆んど時を同じくしてゐる事はその關係が深かつた事を證明してゐる様である。換言すれば海運の復航船が朝貢者を運んだのであらうと推察されるのである。併し明の海運の海道は元代の舊に據つたと云はれ、元の海道は三變してゐるが明の據つた海道は元の最後の海道即ち殷明略の開いた海道であつたと云はれるから、劉家港(蘇州府崑山縣)を發して揚子江を下り、大洋に出て北赤道海流(潮)に乗じて北上し直ちに山東半島の突端成山角に向ひ、そこから西に方向を變じて登州を経て廟島列島傳ひに渤海海峡を横ぎり遼東半島沿ひに牛家莊(遼河口)に到つたもの様である。従つて復路もその海道がとら

れたとすると、遼東の朝貢者は一舉に劉家港まで海船で運ばれ得た筈である。所が先述の如く永樂初期の陸路の遼東朝貢道は山東半島南部の海岸萩水口を起點として贛榆縣海州と南下するのであり、従つて若し海運の復航船が利用されたとしても遼東より萩水口まで朝貢者を運んだに過ぎないのである。是は何故であらうか。蓋し殷明略の海道即ち明初の海道が「風濤不測。糧船漂溺者。無歲無之。」(元史食貨志)と云はれ、揚子江口の、砂堆や風雨や海賊による海難支障の多かつた事も周知の事であり、若し朝貢者を覆没せしめる様な事があつたら、それは糧船の漂溺の如き單に國內問題としての處理以上に困難な對外問題となり、明の對女直政策の破綻ともなる憂があつたから、比較的安全な山東半島沿岸航路をとつて萩水口まで朝貢者を運びそこから上陸させ陸路をとらせたものであらう。この事は永樂六年の朝貢の海路廢止の史料そのものが朝貢の安全に就いての成祖の深慮を示してゐる事によつても窺へる。贛榆以南の沿岸は又大小の砂堆が多く海賊の出沒も頻りて沿岸航路と雖も安全でなかつたので避けたものと思はれる。

併し遼東よりの女直の朝貢者が江南よりの海運船舶で全て輸送されたと解する事も誤りであらう。この頃の女直の朝貢は時期が一定せず不時に行はれた。江南の海運船が常に利用出来たとは限らない。元來明初遼東への海運は江南よりの場合は食糧を主としてゐた。その他の軍需資材・布・鈔・棉花等は主として山東の州縣から徵收して登州を通じてやはり海運されてゐた。而して遼東志・(卷二)・建置志・城池の條に「旅順口城……登州衛海運軍需至此」とあり、同じく關梁の條に「旅順口關……海運舟至此登岸」とあるによれば登州府の海運船は登州・旅順口を往復してゐたのである。この登州府運船も亦朝貢者の輸送に利用されたであらう事は容易に推測出来る。而して登州運船の場合よりもやはり山東半島を廻つて海岸沿ひに萩水口まで朝貢者を運んだに違ひないのである。次に朝貢者が江南よりの海運船又は登州府の海運船で復航を利して輸送されたとすればその出發港は江南海運の揚陸地とされる牛家莊か又は登州運船の揚陸地である旅順口であつたと見て差支へないと思ふが、或は軍事機密を窺はれるのを避けて特に他の海港より乗船させたとも考へられるから確か



な事は解らぬ。明初には江南よりの海運船は遼河を溯つて開原附近まで到つた様であるから、遼陽の都司に近い河岸の船着場などから乗船させたかも知れぬのである。以上要するに永樂初年以來六年三月までの遼東よりの女直の朝貢は遼東の海港又は河港より復航の江南海運船或は登州府運船によつて海路廟島列島傳ひに登州に渡り、更に山東半島沿岸を南下して萩水口に至つて上陸し、そこから陸路をとつて贛榆縣、海州、沭陽郡、清河縣、山陽縣を通過して大運河路線に會し、寶應、高郵、揚州を経て南京に至つたものと見られる。

永樂六年三月遼東よりの女直の朝貢は皆陸路に遵ふ様に命ぜられた。その理由とする所は海上風雨強かるべしと云ふ陰陽家の豫言である。この事は女直朝貢の安全をその招撫羈縻の爲に成祖が深く考慮してゐた事を示すものであるが、單に陰陽家の豫言のみによつて海路から陸路への變更が行はれたとは思へない。勿論陰陽家の言が成祖を動かした事は陰陽五行思想や占星等に敏感な中國人として現在の我々が考へる以上のものがあつたであらうが、併しその他に、以前には困難危険であつた陸路への變更を可能にする條件が成立してゐたためであらう。即ち靖難以後の遼東二十五衛の整備充實による遼東遼西の安定と兀良哈三衛招撫の進展による遼西道路の安全性の確保とである。かうして遼東から遼西の驛遞を利用する陸路朝貢が開始されるのである。遼東志・(二)建置志・驛傳の條や箭内博士の「元明時代の滿洲交通路」等を參考すると明代の驛遞路は遼陽から鞍山驛、海州在城驛を経て西進し、牛庄驛、沙嶺驛、高平驛を経て盤山驛に至り、轉じて北進し廣寧在城驛に至り、そこで反轉して閭陽驛、十三山驛、小凌河驛、連山驛、曹庄驛、東關驛、沙河驛、高嶺驛を経て山海關に入つてゐる。是等の諸驛はその間に遞運所や安插所を連ねて明初以來の驛遞路である。従つて女直朝貢が陸路に變更された時、開原を通過した彼等は中固、鬩州、懿路、瀋陽在城、虎皮營城の諸驛を経て遼陽都司に到り、そこから接伴使に隨つて先の遼西驛遞路を進んだのである。併し陸路による女直・兀良哈の南京朝貢は道途遙遠で片道でも二ヶ月以上を要した様である。是は女直等にとつても不便であつたし、明としても長い道途の遞送は勞費煩雜であつたであら

う。さうした双方の不便を除く意味もあつて既に永樂四年には賣馬を主とする女直・兀良哈の交易の爲に開原と廣寧に馬市が設置されてゐた。女直・兀良哈の朝貢を勸奨した成祖としては「南京」朝貢その事に就いても考慮してゐた事であらう。一方既に永樂元年に北平は北京とされてゐるし、同三年には山西の民戸を徙して北京の充實がなされ、四年には巡幸に備へて北京宮殿建設の詔が出されて建築資材の採集が行はれた。その後營建が続けられたが、六年六月には人民の重勞を緩和する爲に北京諸郡の不急之務及び諸買辦の事は悉行停止された。併し翌七年の巡幸は早くから豫定されてゐたのでそれに備へた營造はやはり続けられてゐたのである。この巡幸はやがて來る北京遷都への第一歩であつたと見られる。

成祖の第一次の北京駐在は永樂七年三月から八年十月までであるが、この北京巡幸中の女直朝貢若くは四夷朝貢は北京へなされたのであらうか或は南京へ入朝したのであらうか。永樂七年二月巡幸に先だつて定められた皇太子留守事宜には「四夷來朝。循例宴之。」註9とあり、巡幸の途中(鳳陽の次  
の王莊驛)からの皇太子への賜書にも「四夷來朝者賞賚畢即遣歸。近聞有逗遛京師久而不去者。云云」註10とあつて、巡幸中即ち成祖の南京不在中も四夷は南京に朝貢すべきものとされた様にも解される。併し翰林院庶吉士沈升なる者が「巡幸者帝王之大事。四方萬國九夷八蠻之人。畢來朝見。於此觀禮。」註11従つて軍容儀衛を盛大にせねばならぬと上言してゐる所を見ると、巡幸の際は四夷の朝貢者は北京に集められる事になつてゐたと考へられ、成祖北京到着後間もなく奉天殿に於て朝賀を受け文武群臣及び四夷朝使に賜宴した記事も見えるので北京朝貢も疑ひない。ひるがへつて明實錄永樂六年八月(己丑)の條の禮部議奏になる巡狩合行事宜を見ると、

各處凡有重事并四夷來朝俱達行在所。仍具本啓聞。

とあり、軍國の重事と共に四夷來朝は北京行在所に達される事になつてゐる。南京の方へは具本啓聞即ち報告書が送られるに止まつた様である。政治の中心は成祖永樂帝と俱に在つたと云へる。そこで成祖北京駐在中四夷が北京に來朝貢獻した事を確かめる爲に實錄を検すると、實錄では成祖の北京巡幸後は北京と南京とを明かに區別して記述し、南京留守の

皇太子の爲政は一々「皇太子云云」と明記してゐる。さうして四夷來朝記録は皇太子の爲政記録としては記されてゐない。明かに四夷はそして女直は北京へ、成祖の在る所へ朝貢してゐるのである。ただ永樂八年二月から七月まで成祖は本雅失里、阿魯台を親征の爲北京を離れ、皇長孫(後の宣宗)が北京を留守した。この親征期間中の四夷朝貢は再び變更された。即ち永樂八年二月(庚子)戸部尙書夏原吉等の進めた留守北京事宜によると、

進賀、四夷朝貢俱送南京禮部。啓皇太子施行。

とあつて、この期間の四夷朝貢は南京へ送られる事になつてゐる。果して八年二月以降の明實錄の四夷朝貢記録には皇太子が朝貢者に對して鈔幣等を賜給した事を一々記録してゐる。例を一つだけ擧げておく。

兀里奚山等衛女直野人頭目塔因哥・撒因加等六十四人來朝。皇太子命爲指揮千百戶。賜鈔幣有差。註

即ち南京朝貢の際は皇太子の名が記されてゐるのである。この事からも七年三月から八年二月まで即ち成祖北京駐在中の來朝記録に皇太子の文字を記されないものは全て北京朝貢であつた事が確められる、又八年二月制定の留守北京事宜に四夷朝貢者は南京に送るとある事その事が、それ以前成祖の北京駐在時には北京に朝貢がなされた事を示すものである。若しその時も南京朝貢であつたら右の規定は必要とされなかつた筈である。

成祖の北京駐在中四夷朝貢者は北京へ入朝した。それは恐らく當時の人の意識としては當然の事であつたかも知れない。従つてその受入準備が巡幸以前になされたのも亦當然である。即ち明實錄永樂六年八月(辛巳)の條に

設北京會同館。改順天府燕臺驛爲之。置大使副使各一員。

とあるのがそれである。會同館は驛遞の總中心であり、四夷來朝者の國都に於ける宿泊所である。それが北京にしかも永樂六年八月註14、巡幸半年前に設置されてゐるのである。北京駐蹕中の四夷の北京朝貢に備へる爲と解される。さてここまで辿つて來ると前述の永樂六年三月の女直貢道の海路より陸路への變更も單に陽陰家の豫言による爲だけではなく、又は遼

西方面の安定や驛傳の整備と云ふ條件の上に更に北京巡幸乃至は遷都を豫定した含みをもつた處置であつたらう事も推測される。勿論この場合、女直・兀良哈等の朝貢便宜の爲に巡幸或は後の遷都が行はれたと云ふのではなく、廣く政治的對外的考慮の下に行はれる巡幸遷都即ち政治的中心の北方移動と云ふ豫想される事實に基づいて貢道が變更されたと考へねばならぬ事は云ふ迄もない。又北京會同館が六年八月設置されたが、成祖の南京發軔の七年二月までは女直は猶南京に朝貢してゐた事は、先述の六年十月の打浦河女直阿里帖木等の南京入朝によつても確められる。とに角永樂七年三月から八年二月まで成祖北京駐在中は北京へ、八年二月から八年七月までの親征中は南京へ四夷そして女直は朝貢してゐたのである。永樂八年七月成祖は北征を終へて北京に還り、同年十月北京を發して十一月南京に歸つた。第二次の北京巡幸は永樂十一年二月南京を發して四月に北京に到り、十四年九月まで駐在した。この期間の皇太子監國留守事宜は悉く永樂七年の制に準じてゐるので、註16四夷朝貢の例も前の第一次北京駐在の時と同様であつた筈である。又この間に成祖は十二年三月北京を發して瓦剌馬哈木を親征し皇長孫も從征した。北京回還は十二年八月一日である。この親征期間の監國留守事宜は第一回本雅失里親征の時に準じてゐるから四夷朝貢は南京へ送られた。是等の事は實錄の記載を検しても明かである。但し馬哈木親征中の諸夷の朝貢が南京に行はれた事は幾つかの例があるが、女直の例は見當らぬ。親征期間は四月足らずの短期間であるから、成祖の北京回還を俟つて北京へ來朝する様に事前に適當な措置がとられたのかも知れぬ。八月一日成祖北京回還後の八・九月には三件の女直朝貢が記されてゐるのである。併し若し親征期間に女直が朝貢してゐたら當然南京に送られたに違ひない。永樂十四年九月北京を發した成祖は再び南京に還り、僅か半年そこに駐つたのみで十五年三月南京を發して三度北京に向つた。十五年五月初日北京に到つて駐在し、遂に十八年十一月には北京遷都の詔が發せられ、十二月には皇太子、皇太孫共に北京に召還された。その後永樂二十年三月から八月まで、二十一年七月から十一月まで、二十二年四月から七月まで三度、阿魯台親征の爲北京を離れ最後の親征の途中病没してゐる。この親征期間の四夷の

朝貢は前例によつたのであるが、既に國都は北京であり、皇太子も北京に在つたから四夷が北京に朝貢した事は云ふ迄もない。ただ東寧衛指揮木慶奇等が親征中の成祖の行在所に朝貢朝見した後北京に遣還された例があるが、<sup>註17</sup>是は特殊の例と思はれる。以上の事をまとめて表示すれば次の通りである。

期 間	成祖駐在地	女直朝貢地
永樂1年 — 7年2月	南 京	南 京
7年3月 — 8年2月	北 京	北 京
8年2月 — 8年7月	本雅失里親征	南 京
8年7月 — 8年10月	北 京	北 京
8年11月 — 11年2月	南 京	南 京
11年4月 — 12年3月	北 京	北 京
12年3月 — 12年7月	馬哈木親征	南 京
12年8月 — 14年9月	北 京	北 京
14年10月 — 15年3月	南 京	南 京
15年5月 — 20年3月	北 京	北 京
20年3月 — 20年8月	阿魯台親征	北 京
20年8月 — 21年7月	北 京	北 京
21年7月 — 21年11月	阿魯台親征	北 京
21年11月 — 22年4月	北 京	北 京
22年4月 — 22年7月	阿魯台親征	北 京

右の表によつて見ると、永樂期の女直の朝貢先

が成祖の動靜に應じて北京と南京とに交互に變化してゐる事が知られる。永樂六年海路利用による南京貢道が陸路に變更された後も女直は屢々南京に朝貢してゐるのである。女直の陸路の南京貢道はどの路線であつたかは明かでない。併し陸路變更後間もなく北京會同館が設置されてゐる事から考へても南京への途中一旦北京に至つた様に思はれる。山海關北京間の驛遞路は撫寧縣、永平府、豊潤縣、三河縣、通州を経て北京に入つてゐる。<sup>註18</sup>北京南京間の驛遞路としては結局成祖が往と復とを數へて五回に及んだ北京巡幸路が最も重要路線であり、且つ整備されてゐたに違ひなく、女直等の貢道も結局この路線に據つたと見ていいのでは

なからうか。實錄に據つてこの巡幸路を検出すると、南京から揚子江を渡つて潞州、鳳陽、王莊（鳳陽屬驛）、大店（宿州）

來溝(宿州)、徐州、利國監(徐州)、臨城、邳城(邳縣)、濟寧州、東平州、荏平(東昌府)、魚丘(高唐州)、景州、河間府、新城、涿州を経て北京に至つてゐる。是は河野通博氏の云はれる明初の山東中路に當る。<sup>註19</sup>しかも同氏によれば北京南京を結ぶ今一つの山東東路は明初には未だ現はれないと云ふから、女直の陸路南京朝貢は必ずこの路線に據つたに違ひない。但しこの驛路は景州附近で大運河に沿ひ南下し、臨城利國驛間で是と離れる。若し臨城驛から大運河に沿ふて南下すれば宿遷を経て淮安に至る。淮安から寶應、高郵、揚州、南京へと道が通じて居り、そこは海路利用時の女直の貢道でもあつたのであるから臨城以南はこの路線がとられたかも知れぬが明かでない。以上粗雑ながら明初女直の南京朝貢の事實と、貢道の變化とを明かにし得たつもりである。

註1 園田一龜氏「明代建州女直史研究」上編p.13以下。

2 例へば實錄宣德三年正月己亥「雙城衛指揮僉事兀丁哥。阿刺山衛舍人阿刺孫等來朝貢馬。皆奏願居遼東自在州。」

3 實錄永樂八年二月庚子。

4 河野通博氏「清代山東省の官制陸上交通路」(史林33の3)中、明代の馬驛路として濰縣、安邱、諸城、日照、東海、濰陽、淮安を擧げられるのにこの女直貢道は一致するが、この交通路そのものは九遞運所廢止後も利用されたのであり、それは驛が存置したことで解る。ただ遞運所は女直朝貢の爲に特に増置されてゐたのが必要がなくなり廢止されたと思はれるから、貢道としては頼橋附近から起るとしてよいと思ふ。

5 大清一統志卷72、海州・關隘、(青口鎮巡司、中岡站鎮)、山川・(海)の條、同240 沂州府・山川(大海)關隘(夾倉鎮)の條參照。

6 星城夫氏「明初の遺運について」上・史學雜誌84の5。

### 明初女直朝貢に關する二三の問題

7 山海關以南に就ては後述。

8 實錄永樂三年三月癸卯の條に「瀋餘衛指揮使喃不花等奏。其部屬欲來貨馬。計兩月始達京師云々」とある。

9、10 實錄永樂七年二月丙子、同月庚寅の條。

11、12 實錄永樂六年六月丁亥、同七年四月己丑の條。

13 實錄永樂八年四月己未の條。

14 大明(萬曆)會典・145・兵部・28・驛傳・1・會同館の條には「永樂初設會同館於北京。三年併烏巒驛入本館云々」とあるが北京會同館設置は永樂初でなく、又三年の烏巒驛併入も誤りである。初設が六年であるとする實錄が正しいと見たい。

15、16 實錄永樂十一年二月甲子、同十二年三月丙戌の條。

17 實錄永樂二十二年六月戊申。

18 前註14の驛傳・水馬驛の條參照。

19 前註4。

## 二、耕牛に就て

女直は馬・毛皮・眞珠其他の滿洲土産を貢獻した。是に對して明の方では衣服・綵段・鈔幣等を回賜した。是等の回賜品のうち、衣服や綵段等は滿洲へ持ち歸られたものが多かつたであらうが、鈔の如きものが滿洲へ持ち歸られ、女直社會で貨幣的役割を果して流通してゐたか否か明かでない。元代でも交鈔が女直社會に強制的に流通させられた形迹があると稻葉博士は云つて居られるが、若しさうだとすると女直は元代を通じて紙鈔に馴染んで居たわけで、従つて明の紙鈔も案外女直の間に流通してゐたのかも知れない。併し「開元路退毀昏鈔印」が間島から出た事、開元路が「東瀕海、南界高麗」の地即ち滿鮮萬奴の居た間島地方を必ず含まねばならぬ事などから考へて、高麗國境に近く高麗との間に經濟的交渉をもつ女直人や又は中國との間に相似た關係をもつ遼東の女直人の間には或程度元の交鈔の流通が行はれたとしても、それ以外の東北滿洲の女直社會に交鈔が行はれたとする事は疑はしい。これ等の地域では明・清初に於ても物々交換が主であつた否元末明初は鮮滿國境の五市に於ても物々交換であつた様である。従つて明の給賜した紙鈔は滿洲へ輸入される事も殆んどなくて、朝見後の會同館の開市に於て、或は回還の途中に於て、又時に一部分は持ち歸へられて開原の馬市や邊境に於て女直人がより一層欲求するものを購ふ爲に使用されたと思はれる。女直・兀良哈等の東北人が最も欲求するものと云はれる織物衣服等すら途中で他物と交換されてゐるのである。他物とは銅鐵器及び耕牛である。明實錄正統四年四月(己丑)の條に

：前略：畢恭又奏。韃子海西野人女直歸自京師。道過邊境。輒以所得綵幣或駑馬。市耕牛及銅鐵器皿。臣以耕牛邊人所恃以爲生、而銅鐵器外表所資以爲用。乞禁勿與市。……

とあり、英宗はその奏言を可とし耕牛銅鐵器の市易を禁止してゐる。右によれば遼東を通過して歸國する兀良哈や海西女直・野人女直等が遼東の邊境地帯を離れるに當つて回賜された綵段等の幣物や、或は路用として乗つて來た駑馬等を耕牛

や銅鐵器と交易して歸つて行つた事が知られる。元來遼東の耕牛は遼東の屯田と關係があるものであるが、主として朝鮮から購入されたものであつた。成祖は永樂二年朝鮮から耕牛一萬頭を徴し、每牛絹一匹布四匹の代價を償つて遼東各衛の屯田に分給してゐる。<sup>註2</sup>宣徳になると永樂に購入された耕牛も多く死斃して耕作に困難を生じたので、前例に倣つて再び耕牛一萬頭を朝鮮に求め、絹布五萬匹を支拂つた。<sup>註3</sup>この間に於ても遼東の軍士が鴨綠江を越えて朝鮮に牛を購ひ、朝鮮からも牛を密賣した記録が李朝實錄に散見する。屯田を擴充して海運の負擔を省減しようとする遼東にとつて耕牛は貴重なものであつたに違ひない。「耕牛邊人所恃以爲生」と畢恭が云ふ所以である。さうした貴重な耕牛が女直や兀良哈に流出する事は遼東の良吏たる、殊に「廣屯田」<sup>註4</sup>の吏蹟を傳へられる畢恭の見逃す事の出来ない事であらう。そして又畢恭がかかる耕牛市易禁止の奏言を行はざるを得ない程、少なからぬ耕牛が女直等に流出してゐたのであらう。とに角耕牛市易は禁止された。所がこの措置は女直等を困厄させた様である。翌々正統六年九月には海西女直出身の遼東鎮守太監亦失哈を動かして次の様な奏願をして來た。

鎮守遼東太監亦失哈奏。海西等處野人女直。每來市易。願以馬易牛。今官軍少馬。乞從貿易。<sup>註5</sup>

是に據ると、正統四年の耕牛市易禁止以來海西女直等は毎月開かれる開原の馬市に於いて女直の馬と遼東の耕牛との交易を願ひ出てるた事が知れる。恐らくその請願が許可されないのも亦失哈を動かしたものの様である。遼東の耕牛がその屯田政策上缺くべからざるものであり、従つて前年禁止されたのであるが、邊鎮遼東に於いては邊防軍需の馬は耕牛以上に必需貴重なものであつたから、「今官軍少馬」の理由を以てする交易の請願は巧妙でもあり、且つ無礙に退けるわけにも行かなかつた。北京の兵部は遼東總兵官曹義等に命じて實情の調査と處置を奏聞せしめる事とした。その結果交易が許可されたか否か不明であるが、以上の経緯を通じて女直の方に耕牛を切實に要求する何等かの條件があつた事は確かである。そしてそれが海西方面の女直であつた事も注意さるべきである。更に實錄天順三年二月庚午の條には



禮部奏。建州等衛野人頭目。乞於沿途買牛、帶回耕種。上從其請。

とあつて建州女直が朝貢の歸途耕牛を買ふ事を許可されてゐる。回賜品と交換市買したものであらうが、耕牛である以上牛耕に必要な牛具類も一緒に買ひ取つたものであらう。是は先の場合もさうであつたと見てよい。

以上は明初に女直が明から耕牛を購入した僅少の例であるが、女直は遼東の耕牛供給地たる朝鮮と境を接してゐたのであるから、朝鮮から耕牛を取得した事は容易に推察出来る。楊賓の柳邊紀略(三卷)には寧古塔地方の人が朝鮮會寧府に行き牛馬を入手してゐた記事があるが、是は明代でも同様であつた。李朝實錄・太宗六年二月(己卯)（永樂四年）の條は金文乃の慶源侵入に就て記してゐるが

初野人至慶源塞下。市鹽鐵牛馬。大明立建州衛。以於虛出爲指揮。招諭野人。應源絕不爲市。野人憤怒。建州人又激之。乃入慶源界抄掠。……

金文乃は朝鮮軍の追撃を受け牧馬十四匹を掠奪して去つたとある。是によれば永樂元年以前に女直人が慶源に來て鹽鐵牛馬を購入してゐた事が知られる。越えて三月、同年五月(辛丑)の條には

命置貿易所於鏡城・慶源。東北面都巡問使朴信上言。鏡城・慶源地面不禁出入則或有闌出之患。一於禁絕則野人以不得鹽鐵。或生邊隙。乞於二郡置貿易所。令彼人得來互市。從之。唯鐵則只通水鐵。

とあつて鏡城・慶源に貿易所が設置され互市が行はれる事となつた。ここには女直の求めるものとして鹽鐵が挙げられてゐるが、勿論女直の要求するのは從來の慶源塞下の例の如く牛馬、その他穀物・紙布等も多かつたに違ひない。

かかる交易は女直と朝鮮との關係が平和の場合に限ること勿論であるが、平和的關係が斷絶し互市が中絶した場合女直は朝鮮邊境の聚落を侵寇して必要品を掠奪した。その掠奪の對象は主として男女人口と牛馬及び錢穀等であつた。

吾都里仇老甫也寇雍丘站。殺擄男女十五人及其牛馬而去。(李朝實錄太宗九年四月丁丑)

上略……有賊軍突入慶源府。殺死兵馬使韓興寶及軍士一十五名。擄奪牛馬錢穀回去……下略(同十年三)

(月辛卯)

童猛哥帖木兒寇北邊……中略……步騎百五十餘人至慶源雍丘站。殺擄男女二十二名馬十匹牛八頭而去……下略(同十年四)

(月辛丑)

最後の例は猛哥帳木兒の弟於虛里等の侵寇であり、その後の詳報によると男女十七名牛八頭は射殺し、男女五名馬十匹を擄奪したとあるが、この侵寇は報復的のもので殺戮を恣にしたものであらう。園田氏に據れば世宗王十四年(宣德七年)

十一月の野人女直の聞延侵掠の時、朝鮮軍が追撃奪還したものが被擄人口二十六口馬三十四匹牛五十頭と云ひ、更に李滿住が侵入野人を途中で襲撃奪回し朝鮮に送還した被擄人口が六十四口あつたと云ふ。掠奪の主對象が人間と牛馬にあつた事を示す好例である。親善關係が中斷した場合女直が侵邊掠奪を行ふ事は明に對しても同様である。そしてその掠奪の對象はやはり男婦人口と牛馬が主であつた。

遼東都指揮司奏。近虜寇犯盤山驛。虜掠人畜……中略……追回男女百八十五人牛二百一十七頭(實錄洪武三十五年十一月癸未)

海西女直糾衆犯開原洪夷頭屯。剽掠人畜。左參將曹廣等帥官軍追及與戰遁去。獲被虜男婦牛羊等物。(同天順七年四月乙丑)

遼陽以東一帶地方屢被建州女直糾合毛憐等衛賊徒搶掠……中略……生擒賊二人斬首十六顆、獲馬三十二匹。奪回男婦

二百五十二人馬牛騾一百九十有奇……下略(同成化三年六月癸亥)

一は兀良哈、二・三は女直の例である。女直・兀良哈等の掠奪記録は實錄には主として擄掠人畜、劫掠人畜、剽掠人畜、掠去人口、盜奪畜以去、掠男婦馬牛等簡單に記されてゐるが、奪回成功の場合には被擄人畜の種類や數が擧げられる事がある。先掲はその例であるが被擄物件が男婦人口、牛馬羊等であつた事を示してゐる。従つて單に剽掠人畜或は侵寇とのみ記された場合も男女や牛馬等が被擄された事は明かである。更に女直の侵寇は洪武永樂宣德頃は非常に稀で双方が親善な關係に在つた事、換言すれば平和的交易によつて女直の要求が滿されてゐた事が知られるが、正統以後特に瓦剌の勢力が滿洲に伸張した前後より侵邊が多くなる。是は明の女直に對する朝貢制限等による影響もあるし、瓦剌の強要による所も

あらうが、女直社會内部の要求に基因する事も考へられる。彼等が掠奪の對象として人間や牛馬羊等を選んだ事は驅掠の容易さにも據らう。他の財物(穀・絹布・塩醬・器具)は運搬の負擔が大でそれだけ追撃を受ける危険も大であるが、人間や牛馬の場合には更に何等かの人間や牛馬に對する切實な要求があつたに違ひない。すでに護雅夫氏は匈奴の中原侵略の主對象が朝貢關市によつて彼等が求めた中國的繡紉・金・美女等では決してなく、畜獸人間にあつた事、そしてそれが一般遊牧民氏族下の勞働力としての奴隸及び勞働手段・對象としての畜獸の再生産の爲であり、且つ貴族達の直轄地に於ける畜群と管理者の持續的補給による生産秩序の維持の爲即ち匈奴の社會構造に基づく事を明かにされたが、女直の明又は朝鮮に對する關係もこの點甚だ似てゐた。女直が朝貢馬市交易によつて明から輸入するものは衣食住の消費財が主であつたが、又可能な限り即ち許可又は默認される場合彼等は回賜品との交換によつて耕牛を獲得した。開原の馬市に於ても耕牛を入手せんとした。正常な交易に於てすら耕牛を強く要求したとすると實態は不明であるが邊境に多い密貿易に於ても耕牛が盛んに女直に流入した事は推測に難くない。更に彼等が侵掠を行ふ場合その主對象は人間と牛馬であつた。遼東朝鮮の牛が耕牛として使役され得るものであつた事は云ふ迄もない。即ち女直は平和的交易に於ても暴力的掠奪に於ても耕牛に對する強い欲求、耕牛の女直社會への流入は今一つの重要な據掠對象たる男婦人口、即ち奴隸の存在と結びついて明代女直社會に於ける農業生産の發展、社會經濟構造の進歩と云ふ問題へ展開される。

牛具(耕牛及牛耕用具)を女直人が知つたのは渤海時代と云はれるがそれがどの程度普及してゐたか明かでない。併し金初太宗天會三年に既に牛具税が設定されてゐるので遼末金初には可なり普及してゐたと思はれる。また人口に比して土地の廣い滿洲では土地より勞働力(奴隸)と耕具とを重視したが、支配權を握つた金代の女直人は大土地を所有し牛具使用による奴隸制的經營を行つたと云ふ。註併し金が蒙古の支配下に歸した時、金代の女直人本位の政治的・社會經濟的構造が打撃を

受けた事は否定し得ない。元代の滿洲に就ては從來の研究は不充分でありこの缺を補ふ事は將來の課題であるが、元末順帝の至元末から至正八年頃までに東流松花江・黑龍江方面に女直の反亂が頻發した事は和田博士が既に指摘されてゐる。<sup>註10</sup>この反亂で鎖火奴にしろ兀顏撥魯歡にしろ大金子孫と稱したとあるのは謂はば女直の民族的獨立回復をめざしたのであり又捕海青を契機とする反亂も元の經濟的的政治的擄取に對する反抗、民族的自主性の回復運動と考へられる。この反亂の基調が明軍の遼東進出に應じて三姓方面の女直をして容易に元將納哈出に離反し明軍の手先となつて活動させた所以であり、又元に代つて明が三萬衛設置に乗出した時女直は今度は明に抵抗して三萬衛後退を餘儀なくさせた所以でもある。是等の事情からも元代の女直が政治的經濟的に元の強度な統制壓迫を受け自主性を失つてゐた事が想像される。従つて金代に於ける様な奴隸制の大土地所有が元の支配下に於ても女直人に維持しつづけられたかは甚だ疑問とならざるを得ない。例へば元の強力な統制下に金代に於ての様な政治權力を背景としての、或は戰利賜給等の形で漢人・朝鮮人奴隸や牛具の補給は不可能であつたに違ひないから。ここに元代女直社會の經濟的後退は止むを得なかつたであらう。云はば女直の營農は被支配層として零細化してゐたものと考へられる。ただ一部の女直人は元權力機構の末端に組入れられ、元の官吏と共に支配層として女直社會に臨み、彼等の下では依然として大土地所有が行はれ牛具使用の奴隸制的經營が見られたであらう。即ち全體としての女直社會には牛具使用の傳統が残り、奴隸も存在したに違ひない。さうした先行條件なしには明代の女直が多數の奴隸を使役し牛具を輸入する事態は起り得ない筈である。明代の女直は「藥住種。善緝紡。飲食服用皆如華人。」とか「俗尙耕稼」<sup>註11</sup>とか云はれたが、遼東志<sup>九卷</sup>外郡の條には可木・阿速江あたりまでは耕種を事としたと記してゐる。これが明代滿洲農業の東北限界と見てよい。そして是は元代にも溯り得ると思ふ。元史に桃湍萬戶府や胡里改萬戶府の饑饉の記事が見えるから此の地方の農耕は確かである。元末、中南支の食糧供給地を失ひつつあつた元は至正十二年十月には遼陽に粟豆五十萬石の和糴を命じ、十四年正月には遼陽等處遭運庸田使司を設置してゐる。<sup>註12</sup>遼陽行省の稅

糧七萬二千六十六石註14に比し粟豆五十萬石の和糴はその額の大きさに注目される。是は決して元の遼陽路一路（戸數三七〇八、口數一三三三）註14でまかない切れる額ではない。是は遼陽行省全域の農家を對象として考へられた額、特に松花江、胡里改河、阿速江（烏蘇里江）、穆隣河諸流域の女直の農耕の實態を前提としなければ考へられない事である。明初納哈出が金山を根據としてよく二十年の勢力を保ち得た經濟的基礎はやはりこの方面の農業生産にあつたと見ねば理解出来ないであらう。以上の如き元代女直の農耕狀態、營農形態を受け繼いで明代女直の農業は出發するのである。

明代女直社會の農業生産力發展に耕牛と共に重要な要素となつたのは漢人奴隸であるが、漢人奴隸が女直社會に急増したのは明代の特色だと云ふ。建州女直に就て和田博士はその劃期をなしたのは楊木答兀の開原逃去、猛哥帖木兒の阿木河東遷に際しての漢人擄掠であるとされる。註15時は永樂の末年である。この場合彼等が一は開原に在り、一は明邊近く輝發河上流に居住し漢人の營農形態を知つてゐたであらう事はその漢人擄掠と深い關係があらう。この前後にも漢人擄掠の事はあつたが、何れも小規模でその數は云ふに足りなかつた様である。農耕奴隸に就ての問題はむしろ海西女直にある。所て海西女直の間に漢人奴隸が急増して來るのは宣德年間になつてからである。正統八年海西に使用して還つた錦衣衛指揮僉事吳良の上奏に女直・野人の家で多數の中國人が耕作に驅使されてゐるのを見たと云ひ、その奴隸の來源として「爲擄去者」と「避差操」又は「罪犯」によつて外竄した者とを擧げてゐる。註16實はこの外に「買得」された者もあつた様である。是等の來源の中先づ避差操者が多數海西女直に投屬する事件が起つた。宣德七年の大監亦失哈等奉使奴兒干に際して、その準備の爲松花江で造船に従事してゐた軍士の逃散である。

以松花江造舡軍士多未還。勅海西地面都指揮塔失納答・野人指揮頭目葛郎哥納等曰。比遣中官亦失哈等往使奴兒干等處。令都指揮劉清領軍松花江造舡運糧。今各官還朝。而軍士未還者五百餘人云云。註17

この五百餘人を後掲史料では「逃軍五百餘人」と記してゐる。正に「避差操者」に相當する。彼等は山寨夷

(熟女直、明邊に近)や野人女直(生女直、江夷、この場合は松花江流域の沿)の間に逃匿した。明では彼等を追取せんとしたが一部を追還し得たのみであつた。

上略：追取造船逃軍五百餘人。凡野人女直所匿者皆已追還。餘山寨頭目刺令哈等多隱匿不還。…下略

この事件は明の方では逃亡と見てゐるが、女直の方からの誘引があつた様であり、海西女直間に漸次漢人奴隸への欲求が高まりつゝあつた事が推察される。尙逃軍を隱匿、返さなかつた山寨とは開原に近い北方・東北方の山谷即ち伊通河・依兒門河・輝發河・更に東遼河上源地方に居住する「倚山作寨」の女直であり、海西女直中最も南下してゐて「尙耕稼」んだ女直―後の哈達・葉赫・輝發部―である事も注意せねばならぬ。次に同じく劉清等が松花江で造船を督し、兼ねて女直と交易中事故を生じ、宣徳十年五月歸還の命を受けて吉林を引上げる途中女直に襲撃されて「騎卒死亡者八九百人」と云ふ事件が起る。劉清等はこの八九百人を死亡者として報告したのであらうが、その中には捕虜や逃亡者も多數含むと思はれ、彼等は「爲擄去者」として女直の間に没入したに違ひない。元來松花江造船は永樂七・八年以來斷續的に行はれた。併し永樂間には逃亡や擄去の例は極めて少ない。所が宣徳七年・十年に多數の逃軍や被擄者を出した。その理由は確かに和田博士の云はれる如く明軍軍紀の頹廢に由ると共に女直社會の進歩に由る。女直社會の進歩とはこの場合漢人奴隸への強い要求を生み出した奴隸制的土地所有への一般的な展開である。そしてそれを可能にし助長したのは明への朝貢貿易及び馬市交易の開始である。主として自家労働力に頼らねばならなかつた爲に零細化した農耕と狩漁採集との抱合經濟の下にあつた女直社會は朝貢馬市によつて活氣を呈して來た。南京又北京への往復、開原での交易によつて彼等には政治的經濟的生活に就ての廣い見聞と豊富な知識經驗が加はつて來た。朝貢はこの點では一種の留學であつた。と共に朝貢や馬市に於ける回賜・交易品の流入と享受の一般化、貿易專従者の出現と仲介的商業の發生、やがて貿易權の獨占化、さうした動きの中に彼等の一部が漸次富裕化して行つた。この富裕化した女直人―それは未だ多分に氏族制的遺制として殘

存した族長的家族や或は積極進歩的な有力家族達であつたらう一層朝貢馬市に全力を擧げる爲に朝貢・交易用の滿洲土産を自家生産のみでなく他の女直人から交換獲得せねばならなかつたので漸次農耕から離れると共に彼等に替つて農耕に従事する人間を必要として來た。生活に必需な食料(穀物)はやはり農耕に俟たねばならなかつたのである。この必要は或は他の女直人を征掠し奴隸として使役する事によつても充されたであらう。併し彼等は漢人朝鮮人の農耕者としての優秀性を既に知つてゐたし、又朝貢・貢献の爲の南京・北京又は京城往復によつて再確認して來た。漢人朝鮮人奴隸への欲求が高まつて來るのは自然である。かうして買得、擄掠、逃亡收容等による漢人奴隸が女直の間に漸く數を増しつゝ、あつたのが、永樂末から宣德年間にかけて一擧に多數の漢人奴隸が建州・海西女直社會に流入する事となつた。それが女直の誘引による逃亡や襲撃によるものであつた事が注目されねばならぬ。

この漢人奴隸の大量發生に踵を接して耕牛への要求が増大して來る事は先述正統四年・六年の耕牛に關する史料に示す通りである。この事は耕牛への欲求が漢人奴隸と深い關係があつた事を示す。是は恐らく漢人奴隸が耕作に驅使される時自己の勞力を省減する爲にも耕牛の必要を訴へたであらうし、女直に亡命した漢人中には女直に同化し女直を誘ふて優遇を行つた者すらあつたのであるから、<sup>許</sup>女直の利益に立つて耕牛の有利を説いた者もあつたであらう。そして農耕から遊離して來た貿易者達を養ふに足る農業生産の増大が女直社會には必要となつてゐた。かくて回賜品による耕牛の購買が盛んとなり、或は馬市に於ける耕牛交換の要請となり、遂には侵寇による耕牛掠奪となつたのである。

漢人奴隸と耕牛との結合により女直社會の農業生産力は高まり、奴隸制的土地所有へ再出發する。それは決して大土地所有などと云へるものでは決してなかつたが、<sup>許</sup>それへ發展する萌芽的形態、端初であつた。さて誰が是等漢人奴隸と耕牛とを所有したのであらうか。富裕化した朝貢者達、明から授官され衛の指揮・千百戸等に任ぜられ朝貢を認許された勅書所有者達であつたに違ひない。その奴隸と耕牛が勅書所有者たる酋長家族の家産と考へられたか、或は酋長の統率する親

族共同體若くは地縁共同體（部落）の共有財産とされたか明かでないが、色々の場合があつたのであらう。又是等勅書所有者が元代官僚機構の末端にあつた女直人支配層と交替した新興勢力か或は系譜的な後繼者であつたかも不明であるが兩方の場合があり得たであらう。何れも後考に俟たい。更に明末女直社會のトクソ（屯莊、農莊、農幕）がこの明初の漢人奴隸と耕牛の結合された土地所有と如何に結びつくものかも重要な問題であるが是も他日に期したい。

註I 稻葉君山博士「滿洲發達史」p. 109。

2、3 明實錄永樂二年六月辛卯、宣德七年三月辛酉。

4 遼東志（卷6）・人物志・宦蹟。

5 明實錄正統六年九月丙辰。

6 耕牛への欲求は南下して來た兀良哈にも同様に強かつたが本論では省略する。

7 園田一龜氏「明代建州女直史研究」上、p. 65以下。

8 護雅夫氏「中國古代における遊牧國家と農耕國家」歴史學研究17號。

9 小川裕人氏「滿洲民族の所謂「還元性」と發展に就いて」滿蒙史論叢第2輯。

10 和田清博士「明初の滿洲經略」上、滿鮮地理歴史研究報告14。

11 皇明經濟文錄・遼東編、魏煥「遼東邊夷」による。前は建

州、後は海西女直に就いての記述。

12 元史、卷66・67順帝本紀同年同月の條。

13、14 元史卷93食貨志・食貨一の稅糧、同卷59・地理志11・遼陽等處行中書省の條。

15 和田博士「明初の滿洲經略」下、滿鮮地理歴史研究報告15。

16 明實錄正統八年四月庚戌。

17、18 同右、宣德七年五月丙寅、宣德七年九月甲申。

19 同右、宣德十年四月辛酉、關運資料同十年正月甲戌、同七月庚辰、正統元年六月庚戌等。

20 是に就いては別に論ずる予定である。

21 明實錄宣德七年五月丙寅。

22 この頃の女直の奴隸は有力會長の家でも二、三名程度で決して多くない。



Several Problems of the Tributes from the Djurchi (女直)  
in the early *Ming* (明) Dynasty

by H. Ejima

Whether the *Djurchi* of the Manchurian went to *Nanking* (南京) to bring tributes from the great distance or not, is questioned. But it is true that they did so. At first they carried their tributes by sea from a port of *Liao-tung* (遼東) to a port in the direction of the north of Lienyunchiang (連雲港), then to *Nanking* by land. Afterwards they went to *Nanking* by way of *Liao-tung*, *Liao-si* (遼西), *Peiping* (北京).

They received the silk goods, the clothes, and the papermoney in reward for their tributes. With those goods and money they bought the cultivating oxen. They bought such oxen from Korea, too. Occasionally the *Djurchi* invaded the frontiers of Ming and Korea and captured men, women and the cattle (Oxen and horses).

The reason why the need of oxen became pressing in the society of the *Djurchi* was the necessity and desire to increase the agricultural productive power in their society.